

平成30年度 奨学生募集要項

公益財団法人 日本通運育英会

1. 奨学金の目的

この奨学金は学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学が困難な者に対し奨学援護を行ない、もって社会有用の人材を育成することを目的として貸与する。

2. 募集人員（学校教育法に定める以下の学校に在学する者）

- (1) 大学に在学する者（1・2年生に限る）30名
- (2) 短期大学に在学する者 2名
- (3) 高等専門学校に在学する者 2名

3. 奨学金の種類 貸与形式（無利子）※給付ではありません。

4. 奨学金の貸与月額と貸与期間

- (1) 貸与月額 (月額)

区分	貸与額	貸与金額（一律）
大学		30,000円
短期大学		20,000円
高等専門学校		15,000円

(2) 貸与期間

奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

5. 奨学金貸与の方法

奨学金は毎年4月（採用初年度は7月）および10月の年2回各半年分を振込により貸与する。

6. 申請の手続

奨学金の貸与を受けようとするものは、次の書類を整え、下記あてに申請する。

〒105-8322 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内
公益財団法人 日本通運育英会事務局
電話 03-6251-1482（直通）

(1) 提出書類

- A. 奨学資金貸与申請書（様式第1号・本人写真貼付）※HPよりダウンロード可能
- B. 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書（様式自由）

C. 直近の学業成績証明書

D. 在学証明書

E. 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

（注）提出書類の不備な場合は貸付の対象といたしません。また提出書類は採用、不採用にかかわらず返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(2) 提出期間

4月1日（日）から4月20日（金）まで（本会到着）

7. 奨学生の決定

奨学生の決定は奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行なう。

（5月下旬決定通知送付の予定）

8. 決定後の留意事項

- (1) 貸与形式のため、決定者は原則としてご両親のいずれかから連帯保証人1名を選定願ひ、本人と連名で奨学資金借用証書を作成し提出いただくこととなります。
- (2) その他提出書類 住民票抄本、連帯保証人印鑑登録証

9. 奨学金の返済

奨学生は、卒業後6ヶ月を据置き、貸与期間の2倍の期間以内（返済期間の短縮可）に均等割をもって返済する。（返済は毎年2回、6月・12月）

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された場合には、本会の定める奨学規程を守り、本会及び学校の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこととする。
- (2) 次年度以降毎年4月25日迄に前年度の学業成績証明書を本会に送付すること。

11. 貸与の停止

奨学生が退学、休学、転学するとき、上記(2)の学業成績証明書を提出しないとき、学業成績または品行が不良のとき、その他奨学生として不適当と認められるときは、貸与を停止します。

12. 他の奨学金制度との併用 併用可